

○猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し

(第 17 条第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第 17 条第 3 項
処分の概要	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第 17 条第 1 項(譲渡又は譲受の許可)、同第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特則)
処分基準	譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長